

一九六〇年六月二十七日(第十四日)

一 開議及散会時刻(自午前八時四十分～至午後六時三十分)

二 出席議員の次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	村春勝	八	知花大	五	天久盛雄
二	岸本利真	九	米須清祐	六	当山伊太郎
三	伊佐真一	一〇	岸本正重	七	宇次富盛信
四	佐藤真徳	一一	花城清善	八	稻垣盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	九	遠里敏行
六	宇里良朝	一三	松本利寛	一〇	桃原正貴
七	村向健一郎	一四	山本朝徳		

三 欠席議員はなし

四 市町村自治法第六條の規程に於て會議事件の説明の只出席議員の次の通りである。

村長 村春勝 財政課長 当山全壽  
 助役 栗屋真徳 経済課長 澤山安一  
 収入役 村春松 建設課長 桑江良徳

五 本會議の書記の次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋敏

六 議事日程の次の通りである。

- 日程第一 議案第九号 官野湾村職員の手当に関する条例の一部を改正する条例にかん。
- 日程第二 議案第十号 官野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例にかん。

日程第三	陳情第六号	普天間水道部米須清電川の陳情について
日程第四	陳情第九号	宮野湾村遺族会への補助金交付陳情について
日程第五	陳情第十号	宮野湾村生活改善連合協議会への補助金交付陳情
日程第六	陳情第十四号	戦災部落の基本施設の復旧に対する救助交付陳情
日程第七	議案第二十号	宮野湾村手数料及び使用料徴収條例の一部を改正する條例について
日程第八	陳情第一号	宮野湾村雇用土地委員会への補助金交付陳情
日程第九	陳情第八号	宮野湾村婦人会への補助金交付陳情
日程第十	陳情第七号	宮野湾村体育協会への補助金交付陳情
日程第十一	陳情第十二号	宮野湾村青年会への補助金交付陳情

七. 会議の顛末

議長 出席九名あり。市町村自治法第五條の規程に則し、議会の成立を致し、唯一の閉会致し。

日程に入り。日程第一、議案第十九号、宮野湾村職員給与に関する條例の一部を改正する條例について、議題を致し。

質疑に入り、総務委員会に付託の上、審議を以てありしが、去る六月二十七日付別紙の通り、総務委員会報告があり、その書記を朗読せしむ。

総務委員長報告をお願ひ致し。

総務委員 本案に付、六月十日の本会議において、当委員会に付託され、六月十八日同月二十日同月二十二日の三日間、わたり審査致し、所別紙の通り、報告あり。

第一條の(村長及び)を附加せしむ。自治法に於ける職員に該当する

	<p>解釋とどうもおのりなふいとおう矣。          ○ 彼の給額最高額と示されておるが、実際問題として下げるといふことは、又正長の職の問題と性格がはつちりておる矣。          第10条第2項の四年徴税に従事する職員の手当の莫い問題に、          第10条の條文が示されておるが、委員長の裁決と云う結果におつた。          内容にたいは質疑に依りておると思ひます。</p>
議長	<p>委員長の報告を終ります。</p>
〃	<p>本案に対する質疑をお頼ひ致します。</p>
二番	<p>この正長が常勤におつたか、いふことが、正長の取扱にかいて、</p>
委員長	<p>この問題にかいては、外務の議会でこの問題におつたが、          当局に示しては、内地の権任者が話しては、自治法で          なる身分は取得し、市町村長の取扱をやるべきである。</p>
〃	<p>内地からの権任者の話があるが、これは何時頃か、全琉球的に改          正して、又市の議会に陳情文が来て、今後善処するに云うこと          であるが、常勤におつたことに、具体的に説明は、おつたか。</p>
総務課長	<p>政府行政課におつては、沖縄の地方自治法を診談した場合は、現行          法では常勤取扱には出来ないが、将来は、その方向に持つて行くこと          であるの見解である。</p>
	<p>過去の取扱については、給料等を支給したか、この問題は勤務で          あるが、今後これを是正して行くこと。</p>
	<p>又非常勤におつた場合は、給料におつて報酬は、上げることは出来          ない。</p>
委員長	<p>問題におつた事案がある。委員会としては、おつたか、おつたを、明文化さ          せることに、我々の意義がある。従来のおつた、現は、するべきである。</p>

二 番	退職金を組んだところから問題である。我々が改定したのは非常勤 といやから、今もその間は非常勤として取扱ふべきであるが、委員 会ではその見込みをやつて行つて、今後どうなる規程をやつて行つた。 委員長 今の職員と比較した場合、特別職といふことが可能であるが、 従来同様の任命方法の問題があり、これを指導はもういい。普 通の職員採用と同様の権利拒否権があるといふことは規程して おいたこと。時期にかゝれば土地測量等も完了して、行政区画 の案をやつて行つた。
三 番	修正意見に対し質問致す。 給料引上げがあり差がある方がよいとあるが、 ① 当分改定の必要は否かと云ふ意味か。 ② 給料は職員の能力に付してやるか。 ③ 単任の用量にやるか。
委員長	保留意見がまだ残つておられるが、その理由にもよりますが、一年 度予算におきかゝるに對する修正意見であるといふことは、提案者として は充分ではないと思つておる。 委員会としては当然上げざるべからざるが、あり方を上げ下げした 場合に、又改定案例の案の問題にかゝる。
三 番	委員長の報告が、つじつやが合はぬ所である。最高額が同 額の最低にないも、是れのことであるが、
委員長	最高の枠は、その場合、實際問題といふ不可能であるといふ。しかし 昇格受賞の場合の最低をふかすといふことは、採用の場合 に選考者を求めることが出来ぬ場合には、その額を出さず。
一 番	局長の場合、従来給与に引いて非常勤であるといふこと、勤務状態が

	<p>す。非常勤取扱いは、非常勤であり、その措置が必 要だが、委員会の場合どう検討したいか。</p>
委員 長	<p>これについては、職員同様のものが、事務面において問題があると 一〇 審 区長の身分に、委員長の説明を乞うたが、特権勤務にあつ た場合、常勤の場合、管理職の扱いが良くなると思ふ</p>
委員 長	<p>行政医の問題が早く解決しなければ出来ぬ。現在においては この枠に入らぬ。特権勤務の実績については、その改正で区 長は受けることが出来ぬと云ふ。</p>
一五 審	<p>区長が常勤の解釋があるが、区長が別個に職をもちた場合 どうなるか。区長の分限はどうか。 区長の事務分限の限度があるか。その限度に区長は どうなるか。</p>
委員 長	<p>二重給与を受取ることに係る必要ではないと思ふ。</p>
一〇 審	<p>委員長の説明の特権勤務手当は降くべきである。当局の見解 はどうか。</p>
村 長	<p>徴税のいざなり仕事に就くもの、手当を定めておいて、これを提案は 議 長 区長の身分にかいて行政課自体、疑問を持つておくと。</p>
二 審	<p>改正案の範囲は給与の幅より、條制の整理と、最高、最低の見 場合、この本イストにたいして、委員会の修正、最高額は経済 的の点からいふと、85万円を、後二三年の改正の必要はない。 可否同数の場合、現状維持の原則との関係は</p>
委員 長	<p>地市町村の順序に区長に比べておつた。その位の枠を持つ べきである。</p>
	<p>現状維持の実績については、全体会議の場合の当然であると思ふが</p>

	委員会の場合は四名ありましたが、中に返すところを二名に減らして 思われる。現状維持の原則には返すのが知れない。それだ。
議長 一五番	不審議員の出席を報告致します。 条例のある部分にはその表末が残っているが、何故にその一語 に改訂しなかったか。
総務課長 一六番	現条例にはその部分も残っている。 期末手当を二回に分けて支給する。どう出る利息があるか。従来のが 不都合であったか。
総務課長	従来は一週ありましたが、新法に基き、在職90日以内90 日以内にある。
議長	大体質問の体裁はありますが、質疑を打切らぬ。 要議おしと平が着あり
〃	御要議がなければ、質疑を打切らぬと致します。
〃	本業に対する議論を願います。
〃	暫休致します(午後二時一五分)
〃	再開致します(午後二時一七分)
〃	討論の段階があります。
一七番	委員会案に賛成ありません。 問題の長身関係があるが、何れにせよと云うことは時 期的に早い。その予算と関連しての条例も、特種手当、等があ るが、その最高額と云うものは、受けるものがよく、予算を通し ていふ事はない。条例も勤務日数、職員給料額について あると限定するものがあるが、委員会が案趣に賛成 致します。

〇	審	不賛成であります。 〇の案のわらわが 経済的の変動、条文の整備理由があるが、経 済的に正當である。85ドルを〇〇〇〇年の材料を思ひますの 最も85ドルに決め方がよい。 年度の予算の60%が人件費で、これを止めなければ出来ないので あります。又第13条の附則が通用出来ない称になっている 方向では、区長に通用出来ない職員に当ると言うことが知 らないが、その不愉快を感ずるが、徴税吏員の役目であり、 委員会が多数意見に賛成である。本案に不賛成である。
ハ	審	私は〇に二つ必要があると思ふ。本案に賛成である 自治法の精神に基いて、我が村が進展していくこと、第1条 第4条、末端行政を強化すべし。〇に於いては、給与を上げな ければ出来ない。又住民の負担をいかにすれば軽くするかと 言うことも問題があるが、 最高100ドルに上げてくれ、上げてくれと言うことはよく 材料がある。役目が付くものはあるかと思ふ。 料を高く上げなければ、自己予算に困ることをいふのは いろいろ、本案に賛成であります。
議	長	討論を打切りたいか 果敢として呼びかけがある 御異議がないので、討論を打切ります。 本案に対して、表決を致します。 委員会の原案に賛成の方举手を願います。 举手した方が一五名か、過半数であります。議案第九号進行

	<p>農村職員の給与に関する条例の一部を改訂する条例を委員会の原案通りに可決を遂げました。</p> <p>日程第... 議案第... 平賀野村上水道給与条例の一部を改訂する条例にかいての議題を致しました。</p> <p>質疑に入ると、経済委員会に付託の上、審議をお願いしてあり、既に去る六月二十七日付別紙の通り、経済委員会に報告がなされ、お心、書記を以て朗読せしめます。</p> <p>経済委員長のお報告をお願い致します。</p>
経済委員長	<p>本案に付、六月十八日審査致した所、別紙委員会報告書通りであります。</p> <p>水道公社の規約に基づき一部改訂を、マシ地域での特色の契約が結ばれておられる。本議案の改訂すべき点がある。内容にかいては質疑の段階にお答を致します。</p>
議長	<p>本案に対する質疑を願います。</p>
一七 番	<p>補正説明、マシ地域以外の場合がある。申し添えます。</p>
一八 番	<p>永久的にせうある。</p>
一九 番	<p>三ヶ年の時限的の条例である。</p>
二〇 番	<p>水道料金にかいて、議員間でも話があつたが、水道公社と、料金の差の案から、生れるお心、三ヶ年後の条例の適用を要する。</p>
委員長	<p>追加契約に付、時限が平めつてお心。</p>
八 番	<p>特色契約の案、相互話がある。消し、相入するところだが、実際は何かあるかとお心、片の金額も少く、了る場合とある。</p>
町 役	<p>金額は別に示してある。唯、現行の事を要する。出来お心。</p>



議 長	暫休懇致します(午後一時四十分)
村 長	再前致します(午後一時四十分)
村 長	特種取扱いは三年間しかいじり、これ以後の収入が入るから十分は いかに、その契約を把握すればよい。
一七 審	一個別150万円、15,000万円まで3万円を収めればよいと、若し村の 運営面に支障があれば合議の上でよい。
町 役	行政的支出の取り出しは、これ由村が出来なければ、責任を 持つ、その認可をするには、心ある問題ではないと思う。
議 長	暫休懇致します(午後一時五十分)
"	再前致します(午後一時五十分)
"	大体質問も終り、これ称え、御意見を打切りたいが、 異議なしと呼ぶ者が有り
"	御異議がなければ、御意見を打切ります。
"	この討論を原案です。
一七 審	本議案の特種地域に適用するに、改定はありません。どう してもこの条例が、その給水が出来ない、原案に替成るあ りません。
議 長	他に受けた御意見は、あつて、その おし、これ称え、御意見を、表決に移ります。
"	本案に御異議ありませんか。 異議なしと呼ぶ(全員)
"	御異議がなければ、議案第一号、野津村上水道給水条例 の一部を改定する条例を原案通り可決と改定します。
議 長	暫休懇致します(午後一時)

議長	再開致し(午後一時)
副議長	議長に受託が議事進行に致し
"	審議員に法院へ(区議)
"	日程第三陳情第大井 普天間水道部経営者米須清龍の陳情条件を議題に致し
"	本業に入らずに、経済委員会に付託の上審議を依頼しありしが去る六月二十七日の通り経済委員の報告がありその書記を朗読せしむ
"	経済委員長報告を依頼し致し
経済委員長	本業の六月二十七日の委員会におき、当委員会に付託され六月二十七日の間に別審査致ししこと別紙委員会報告書の通りあり
	出来れば給水停止の地域に対し、村の給水を止めざるは出来ぬがその見解ありしが、又需者の聴取が甚だしい水質悪化の恐れあり、現在におき、良方ありおとせ、本陳情の解決に改訂不可なり
	陳情者に対し、水を通す意志ありせんとし、不採採にせし、内容に於て、質疑に應じたいと思つた
副議長	経済委員長報告を依頼し致し
"	本業に対する質疑を依頼し致し
八番	不採採の理由、地域の設定の事、内部の要求ありしが、
	又本業に給水を受けて居る者の意向は如何か、

委員長	多しおるやうに思ふが、審査の結果、莫くしおるやうに、現在第一期第二期の工事施行中にある。
	審査者の意見と去るに、名心ありませう。
一〇番	現在米須氏がやつておる時は、38件あるが、その内、新井村に中心をいさう。
	又水質、断水も現在はおいて、他村等への話もある。
委員長	受付中にあるが、心分らないが、大部分が甲乙人の所だと思ふ。
	料店において、村の村5軒等への話もある。
二番	対策意見があるが、普天間は、おれり協力は、援助がどうか、又村のやうな方法は、果体的な方法があるか。
委員長	援助の件にかいて、当時水に困つておる場合、希望者を集めて、米須氏が名出戸、他の名出戸から、米須氏がやつて、米須氏が、復元からやつかうが、個人に貸すか、かゝる村長、議院、各首長、代表の者にかいて、借りて、その援助は、おれりませう。
	又、方法として、現在水道の入りおれ、新井のやうに、後、米須氏の所へ、やるといふことが、可能にあると思ふ。
一〇番	水質、断水、料店等への話もあるが、現在の使用者は、米須氏から、使用して、思ふが、あつて、それ陳情するに、おれりと思ふ。又、38名の意見は、どうか。
委員長	甲乙の通り、 <del>中核</del> <del>義理</del> の水質、断水、料店等、大分おれり陳情は、おれり信頼、義理的なことで、おれりと思ふ。意見は、おれり。
一〇番	援助の件にかいて、普天間、当時、米須氏が、受付、心分らない。

ハ 番	相平の撰米の莫い地域を設定に付、解消するに付てお るが、村が相平にある撰米の程度はどうか。
委員 長	別に復元の日を区済いある。後日個人の者が残っていること の話しあひたい。
ニ 番	ニセセ名の方々が莫い心至解したが、契約があるが、 地域の設定等の序とゆふが、事業税等の面から考慮出来 ないが、ゆふに付いて調査したい。
委員 長	契約の莫い付ては、添付資料に添付してある。 税の莫い付ては、陳情内容が別紙あり付ては、調査はあり。
一 番	陳情者に（私にも相談）は、莫い又職批の莫いあるが、
委員 長	ゆふの莫い付ては、良く判るが、 当初は自分の施設を村の付ては、直結する序とゆふあるが、村の 付ては、資料等の検査が不十分で出来ないと云ふが、 これに認めたいが、村は判るが、
副議長	暫休總致し（午後一時一十分） 再開致し（午後一時一十分）
ニ 番	米頒収の総資本の位が、 <del>米頒</del> 付ては、委員会の調査 したいが、
委員 長	詳しいに付ては、10万ドルを記す。大衆資金に付ては おやが、これ報告するに付ては、どうかと思ふが、
副議長	大體質問を終るが、村は判るが、質疑と打切りたいが、 異議あるは、者があり
"	御異議があるは、質疑と打切ると致しす。
"	本業に付ては、討論を、稟具する。

1 = 番	委員会案通り不採択するに賛成であります。
希望	希望にやうにすれば、給水地域の變更も條例の改訂が必要で
あり	あります。又相談は、村対個人ありとする。村が相談す
る	るにどうかと思ふ。犠牲の案に於いては、現在においても工業
は	はわかるが、技術面にかゝればふんばが出来るとも思はります
り	。委員会案通り不採択するに賛成致します。
副議長	外に御意見を申し上げ、討論を打ち切らうと思ふが、
異議	異議なしと平が。
御	御異議がなければ、討論を打ち切り、表決に移ります。
唯	唯、今一番委員会案通り不採択にしろとの御意見があり
る	。それが御異議ありとせん。
異	異議なしと平が存あり。
御	御異議がなければ、陳情第九号、普天間水道新米須清浄
の	の陳情に於いては、不採択するに可決を定致します。
日	日程第四、陳情第九号、首領経済対策会への補助交付の陳情
に	に於いては、議題と致します。
議	この議員出席。
議	議案の交代致します。
議	議題に入る前に、本報、財政委員会所託の上、着書をお願い
し	ておられるが、去月十七日付別紙の通り、財政委員会に
報	告があり、そのこと、書記が朗読いたします。
財	本業に於いては、六月十日の本会議に於いて、当委員会に付託され
政	六月十六日に委員会を準備し、着書の結果、別紙報告書が通
り	りてあります。

	団体の性格の検討は、これ適當であるを認め、額面の地位が適當であるを打ち出した。詳細の内容が案に於いては質疑の段階においお答へしたいと思つた。
議長	本案に対する質疑をお願ひ致しませう。
一木 君	審査の中心が、総予算額の80%であるが中央の予算額の中心が、又事業ではどうなる事業か。
委員長	資料は持合せておいて、約80%の中心であるが、原則としては事業を通じて補助をやるべきであるが、この団体は支辨の推進団体であるから、会費徴収の面においても現在は婦人部を通じて徴収している。
一八 君	婦人部では、婦人の活動について、
委員長	婦人部は未だ未だである。活動の中心は別に事業を通じての活動を中心とし、支辨事務の推進を計るための連絡機関、末梢組織である。協議、研究の活動がある。
一五 君	戦年のおわり、16年にもあるが、これを助成するものはあるが、この中心の見直し等の検討はどうか。
	又遺族給付をどうするは幾分の位か。
委員長	未だ未解決のものが残っている。何時までかの検討はいい。
総務部長	年圧人員が1,500人(戦年届の部) 戦年届者2,500人 戸数1,000戸 中心、受給の112%が70%位である。
	残りの部は法的に難しいが、又は近親者がおられるか。
一八 君	補助すべきは、この問題の取扱ひについて、これは戦年事業の衣かに補助をするのか、又生活費としてやるのか、また検討はどうか。
委員長	生活の案は、補助すべきに、その防止で支給が、これはあるが、

	事務の推進をせざるに日、ある程度おこまりと云ふ事も合人では 事務の妨げ所ではあるが、難しい問題にたいして遺族圧が当りて、
一五 番	会費の徴収にたいして、相談等もあるが、会費の滞りについては、 靖国参拜への補助にたいして、
総務課長	遺族会、村と直接の話し合いは、おこなうべきではないかと、会長 に話した。受ける感じがよく、額の問題は、おこなうべきでない。
議長	唯今並刻の時はあるが、時間延長の審議は、いかに思っているが 異議なしと呼ぶ者あり。
議長	御異議がなければ、時間を延長の審議する事に致しませう。
一七 番	補助にたいして、効果があるか。
	七月慰霊祭にたいして、村に催祭祭献花代と、五月の優良戦 争社人及遺族見表表彰にたいして、総合共進会をやるべきと思つた 効果にたいして、私から申しあげた。この団体は、事業団体ではない といふ。推進団体ではない。検討は、おこなうと思つた。
委員 長	婦人活動にたいして、当然村の機関として、おこなう問題はおいひが、 一応の団体の性格が、事業の団体ではない。ある程度は、認め ておこなう。特権の団体ではない。見解がある。
一八 番	補正説明を致しませう。
	一七番さんの、職業を述べたお話を、
議長	大体質問の終了は、おこなうが、質疑を打切らば、 異議なしと呼ぶ者あり。
議長	御異議がなければ、質疑を打切ります。
	討論を打切らば、致しませう。
一 番	採択する事に、賛成であります。

	<p>理田の 事業団体で行ふし、他にありおし、たす3と、確業は答は 出来ないが、村に大なる経済的面に効果がある。</p> <p>仲村君の 渡日にして、本村に大なる成果を得ておる</p> <p>又、何時の補助すべきか、いつか、何時までと、去うべきと やるべきである。職業輔導の話しもあるが、出来なければ思 つておる。村が事業のいふれば、話しが、補助が大なる。以上の</p> <p>解心125ドの 答由であると思はす。</p>
議長	<p>暫休懇致の事(午後四時七分)</p> <p>再開致の事(午後四時二分)</p> <p>他に御意見がなければ、討論を打ち切らうと思はす。</p> <p>異議なしの呼びが有る。</p> <p>御異議がなければ、討論を打ち切り、表決に移ります。</p> <p>唯、審判、採択の呼びの御意見がなければ、御異議が ない。(異議なしの呼びが全員)</p> <p>御異議がなければ、全会一致で、陳情第一号、村置換会補助金 交付の陳情にかかる採択すべきに可決を宣告します。</p> <p>日程第九、陳情第一号、首舒湾村生活改善連合協議会からの補助 金交付の陳情にかかる議題を致します。</p> <p>質疑に入ります。本案件は、経済委員会に付託の上、審議を依頼し ておる。文月二十七日付、別紙委員報告書が、おのり、審議の 審議を、い、朗読せよ。</p> <p>経済委員長の報告を求めます。</p>
経済委員長	<p>本案件は、文月二十日の本会議において、当委員会に付託の上、文 月二十日委員会開催の審議の結果、別紙委員報告書を通らる。</p>



	<p>○婦人会活動のグループ活動の問題があるが、これは婦人会の中 にグループを持てた方が、福を成果と上げることになり、 その理由により採択すべきであるとの見解がある。 尚詳細については、各採択の質疑に依ると思っております。</p>
一七番	<p>質疑討論省略し、表決に付す。 異議なしの呼ぶ者あり</p>
議長	<p>御異議ございません。質疑討論省略し、表決に付す。</p>
"	<p>陳情第九号を採択すべく御異議ございませんか。 異議なしの呼ぶ者あり</p>
"	<p>御異議ございません。陳情第九号 首軒湾村生活改善組合協議 会からの補助金交付陳情について、全会一致で採択すべく 可決と致しす。</p>
"	<p>日程第十号 陳情第十四号 戦災部落の基本施設の復旧に対する助 成陳情について</p>
"	<p>質疑に入る前に、本日は経済委員会に付託の上、審査をお願い してあります。六月二十七日付別紙委員会報告書が、 書記より朗読せられます。</p>
"	<p>経済委員長の報告をお願い致しす。</p>
経済委員長	<p>本業に於いて六月二十日の本会議において、当委員会に付託した 六月二十日委員会開催の審査の結果、別紙委員会報告書 の通りであります。内容においては、質疑にお答え致します。</p>
議長	<p>質疑に入ります。</p>
一八番	<p>村には振興計画があり、その中に戦災部落の申請が、 出来たものの、陳情した方が、</p>

委員 長	又誰然いん 非細分地があつた事が 漆中町 北中町 泉志川等の市町村も調査いんが 戦災に受けておる 部落に対しては 特別の措置があつておる この陳情の内容どうある 非細分地があつた 采新不収入が村に入つて 来ると 戦災部落に特 別な措置をしてもらひたいと 申すを申請いん せわられん 陳情があ つたわけかい、
ハ 審	これは 特別に 戦後の 新設部落に 設置して 呉れたいと云うわけ なく 非細分地があつたわけであるが 配分権があつたかどうか 他の市町村では 特別に やつて 呉れたいと云うが 具体的に どう云うこと があつたのか。
委員 長	浦添村の場合は 雑支出で 四割と 鏡谷村の場合は 道路買上か 知恵と 接收工場の所から 全村的に 手配するわけは ありか 考へる
ハ 審	当向に対し 本村の 復米面にかゝり 申請による 必要不 基本 施設があつたが 未だ 不十分か 感があるかどうか 特別の 配慮があつた云うことは ないのか
議 長	暫休 總致しませ (午後四時四十分)
"	再開 致しませ (午後四時五十分)
"	大休 質問 林の ありませ 質疑を 打ち切らる
"	本業に 対する 討論を 再開し 致しませ
一 審	委員会 の 深産 通 替成 であら 戦災に 受けた 問題を 全住民が 受けておる こと ありませ 住家 復元 部落の ありませ 部落は 生る 道を 請ひ 新設部落に 編

	入し、道路排水の基本施設は行われず、犠牲を要しては ない被害あり。現在も、考慮はしてあるが、特別の考慮は 押しのけたい。詳細な地心入りの案は、何%かを考慮し、押 のけたい。委員会でも採択すべきかと、結論が出ておら ない。
ハ	審
	反対意見あり。陳情の趣旨が分らない。必要に応じて 対応しよう。当面は、対応はしない。と思う。 池市町村には、特別扱いをしてあげよう。それが妥当であ るかどうか。 ① 軍用地に、排水は、水が流れる。余分の収入がある。特別に、大 きな村政の見地からあり。賛成出来ない。要求があるから、必ず 要はない。 ② 排水は、水が流れる。部落に、負担を要しない。所があるから、 採択すべきでない。
議	長
	討論を打ち切ります。 陳情第四号の表決に移ります。 委員会を通じて採択すべきに賛成の方が多いです。 今年に、初一七を、過半数であります。 以上、陳情第四号、戦災部落の基本施設の復旧に対する助成 陳情を採択するかと、可決を宣告します。
議	長
	委員、都合により、早退す。 日程第七、議案第二十号、貸付料、村平敷料及び、原用料徴収條例 の一部を改正する條例について、議題です。 本業にかまわ、財政委員会に付託の上、意見を、お願ひいたして

	大月十七日付別紙委員会報告が有りましたので、書記をして朗読せしめました。
議長	財政委員長の報告をお願い致します。
財政委員長	本業にかまわず大月十一日の本会議におかれ、当委員会に付託工役大月十七日委員会を前催しに着任致しまして、別紙委員会報告書の通り心掛けます。
	主眼桌、代書料が居りました。又信託に対するサービス等が主に着任の主眼桌であった。不必要なものは削除したい。
議長	本業に対する質疑をお願い致します。
一七番	地所町対の状況を調査したいわけは、参考資料に説明願う。
委員長	資料はなし、我が知の範囲又当局が知の範囲にたいし着任した。
一七番	額、面にかまわずどうか。
委員長	額にかまわず下は折がある。
一五番	印刷に関すること、印刷の場合の手数料は取付ととまらぬか。(はい、そのとおり)
八番	大年度予算の関連はどうか。
委員長	改定案通りである。
議長	大体貸付の総称が有りますが、質疑を打切りたい。
	異議はなし呼ぶ者あり
議長	御異議が有らば、質疑を打切り討論をお願い致します。
二番	原案に賛成が有ります。本業にかまわず、年々から問題にたいし、年度改定案が有れば、登録を削除する。閲覧にかまわず無料であるべき、おかしな話であるが、一応おかしなところはない。

	<p>マニエリ関英から人々への心あり、平たい、 又管能の田舎の平敷料が高いためおかげで、管理してある中 外においせせんが、その討論と打切り表決に移らぬと思ひが、 衆議不レレ呼ぶ者あり</p>
議 長	<p>その討論と打切り議案等二〇号、表決に移ります。 唯今一番利本業替成の御意見があらうが、御興議のいせ んが、 衆議不レレ呼ぶ(全員)</p>
	<p>御興議があらうが、全会一致の議案等二〇号、自野澤村平敷料 及雇用料徴収條例の一部を改むる條例を衆議通し可決と造 致します。</p>
	<p>〃 暫休懇致します(午後五時一十分)</p>
	<p>再開致します(午後五時三十分)</p>
	<p>〃 日程第八陳情第十号、自野澤村雇用土地委員会の補助金交付 不陳情にハハセ議頼と致します。</p>
	<p>〃 本業にかいて、財政委員会に付託の上、審査をお願ひしてあり しが、六月二十日付別紙の雇い委員会報告が来ておるすので 寄託を以て朗読せしめます。</p>
	<p>〃 財政委員長の報告を求めます。</p>
財政委員長	<p>本業にかいては六月十一日の本会議におい、当委員会に付託した、六月 十八日同月二十二日同日に於て、審査致し、可決とす。別紙委員 会報告書一通し、ありませうが、 雇用土地委員会の平敷料と取入維持運営のついで、負担面等も 検討し、取入の件にハハセ、村が吸収し、可決とす。</p>

	<p>村に吸収する場合、身分保証の問題も出て来たが、委員長は「これは身分保証をいかにしていいかをいかにしていいか、詳しいことについては質疑にお答え致します。」</p>
議長	<p>報告を終ります。</p>
"	<p>質疑をお願ひ致します。</p>
一七 番	<p>施政方針の場合、この事務も系統化の方がいいの事があるが、委員長の答弁は「職員」の身分保証をいかにしていいか、と云うことは、</p>
議長	<p>暫休致します(午後五時四十分)</p>
"	<p>再開致します(午後五時四十分)</p>
一八 番	<p>職員が村に吸収された場合、委員会解散にふさわしいか、</p>
委員長	<p>この件、残り、解散はしない。</p>
一八 番	<p>現在の年数料の件に加はどうか。又村が吸収する場合、條例</p>
委員長	<p>この件はどうか。条例にないが、村に吸収した場合に取れるか、</p>
	<p>この件はどうか。しかし、この件は別方法で、委員会の問題である。</p>
一九 番	<p>職員にない、現在改正しても、欠員が居るから出来ぬ。</p>
	<p>質疑は大体終了、席を立つて打ち切りはどうか。</p>
議長	<p>賛成と呼ぶ方がない。</p>
	<p>異議はなし、この件は打ち切り。</p>
	<p>御異議の無い、質疑を打ち切り、討論に入ります。</p>
一七 番	<p>委員会案に賛成致します。</p>
	<p>この件に加えて、おらう、向から検討をお願いします。委員会の措置は</p>
	<p>維持するの事、と思う、委員会案、不採択するに賛成。</p>

議長	他に御稟議ありやせんか、 要議ふし呼ぶ會員
	本日御稟議がふいかに陳情第十号首野湾村軍用土地委員会 への補助金交付陳情を全会一致で採択するに可決を遂げしす。
議長	日程第九 陳情第八号首野湾村婦人会への補助金交付陳情 にたいを議題と致しす。
"	本業に財政委員会に付託の上 着意をお願ひいたししが 六月二十日付財政委員会別紙の通り報告書がまいりすので 筆記にて朗読せしめす。
"	財政委員長の報告を求めす。
財政部長	本業にたいは六月十七日の本会議においし 当委員会に付託にお 六月二十日着意のたいしを所別紙委員会報告書通りにおしす。 過去においしは消極的であつたが 現在においしは積極的な活 動がなされおり、予算面を檢討した場合は地位の向上を計る上 においしは妥当なありとせん。採択におつておす。
議長	本業にたいする 質疑を願ひす。
心 着	生協関係の行い講習会等が関係においし産業的に着意がなされお が具体的に説明願ひす。
委員長	婦人会の中い料理講習会をやつておるが、再びとも備品を持てお る。貸す 貸す等の業においしと聞かると 別にや人もおるかと。
議長	質疑を打切つておしせん。
"	要議ふし呼ぶあり。
"	御稟議がふいかに 質疑を打切つてに致しす。
"	討論を願ひす。

議 長	御意見のぶが、原案に御異議ありませんか。 異議なしと呼ぶ者あり
"	御異議のぶの小陳情第八号首野済村婦人会の補助金交付 不陳情にたいし採択するに可決を遂致します。
一七番	日程打切り、動議を提出致します。
	賛成と呼ぶ者あり
議 長	動議に賛成を致しております。表深に付します。
"	唯今の動議に賛成の挙手願います。挙手しおの七名少数に つた否深にありおし。
"	日程第十 陳情第七号首野済村体協会の補助金交付不陳情を 議題に致します。
"	本日は財政委員会に付託の上、審査をお願ひしてあります。 六月二十七日付委員会別紙の通り報告が来ております。で、書記を して朗読いたします。
"	財政委員長報告をお願ひ致します。
議 長	本業にたいし六月十一日の本会議におい、当委員会に付託をとり、六月 二十日、六月二十二日、同日にわたり審査を致しまして、別紙委員会報 告書の通りであります。
"	陳情の趣旨があるが、スホツ向の上り、莫から居る場合、是非助成すべき。 現在、その柱の負担が大変なことが、体協の役員、努かに付いた村 一本化になり、又負担にたいし、兼付会等の役員、努かに如何に お人は収入が入るのかおいかと、補助額にたいしは450ドルにお たいおすが、残り50ドルは兼付会をうけするにたいし、尚詳し いことについて、質疑の段階にお答をします。



議長	質疑に入りです。
一七番	質疑討論を省略したい。(賛成と呼ぶが)
議長	質疑討論を省略するに御異議ありませんか。
	異議なしと呼ぶ
	御異議がないので質疑討論を省略するに致します。
	陳情第七号を表決に付します。
	常員会案通り採択するに御異議ありませんか。
	異議なしと呼ぶ(全員)
	御異議がないので陳情第七号長野県村体育協会の補助金交付陳情に於て常員会案通り採択するに致します。
	日程第十一陳情第七号長野県村青年会の補助金交付陳情を議題と致します。
	本業の財政委員会に付託の上、審査をお願いしたいと致すが、六月十七日付別紙の通り報告書が来っており、その審議を即朗読せしめます。
	財政委員長の報告を求めます。
財政委員長	本業に於いて六月十日本会議に於いて当委員会に付託に於いて六月十一日、十二日、十三日の三日間、審査の結果別紙委員会報告書の通りであります。
	全会一致の採択にはお入りませんが、額に於いて少数意見がございまして、事業のこの結構が補助に長引くやうなところがあり望ましく、少数意見としては現在に於いて昨年度に比較に若干の活動をしてきたので、御意見の全額認めざるべからざるかと、詳細に於いて質疑にお答えします。

議 長	質疑に入ります。
"	質疑打ち切りの方がいいが、
"	異議なしと呼ぶ者があり
"	御異議がなければ質疑を打ち切ります。
"	討論を願います。
"	討論省略の事がありますか？
"	異議なしと呼ぶ者があり。
"	御異議がなければ討論を打ち切り表決に移ります。
"	本案に対し、委員各案通り採択するに御異議ありませんか？
"	異議なしと呼ぶ(全員)
"	御異議がなければ陳情第一号、野澤村青年会の補助金交付陳情にかんして、全会一致で委員各案通り採択するに決意致します。
"	この陳情案件は全部終了致したため、本日の日程はこれを持って終了に致します。
"	尚、明日午前十時前迄、午前中は議案の処理と、会期が後二日しか残っていないが、予算を成り立たせようとするか、どうか出来れば、暫定予算の措置が必要でありますので御検討願います。又追加議案がありますので、これは二日予算成立後に上程するに致します。
"	散会(午後六時三十分)